

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の相手方の決定（4件）【教育委員会事務局学校支援部学事課】

2

### ◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】

6

北九州市公告第369号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年6月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和4年度小倉北特別支援学校スクールバス増車運行業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 5 契約金額  
3,621万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第 370 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 4 年度小倉南特別支援学校スクールバス増車運行業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 契約金額  
3, 724 万 2, 000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 4 年度小池特別支援学校スクールバス増車運行業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 契約金額  
3, 6 2 1 万 6, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 4 年度八幡特別支援学校スクールバス増車運行業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
西鉄バス北九州株式会社  
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額  
4, 7 5 6 万 2, 9 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K-113	株式会社衛藤工 務店	衛藤綱彦	北九州市小倉北 区赤坂五丁目5 番52号	令和4年6 月2日
F-223	渡辺住設	渡辺 勲	福岡県直方市大 字下新入398 番地14	令和4年6 月2日